

**改正**

平成20年8月11日規則第16号

平成27年6月29日規則第16号

平成30年7月30日規則第8号

平成30年12月5日規則第17号

南関町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「地域密着型サービス事業所等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所の指定)

**第2条** 町長は、別に定める計画目標値に基づき指定地域密着型サービス事業所等の指定をするものとする。

(指定の申請)

**第3条** 法第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

**第4条** 法第78条の5、第82条及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項、第133条第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止に係るものにあつては廃止・休止届出書（様式第3号）により、再開に係るものにあつては再開届出書（様式第4号）により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

**第5条** 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第5号）により行うものとする。

(指定更新の申請)

**第6条** 法第78条の12又は第115条の21において準用する法第70条の2並びに第79条の2第1項の規定による申請は、指定更新申請書（様式第6号）により行うものとする。

（事業所情報の提供）

**第7条** 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- （1） 事業所の名称及び所在地
- （2） 指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- （3） 指定（更新又は変更含む。）、廃止、休止、再開又は指定辞退の年月日
- （4） 事業開始年月日
- （5） 運営規程
- （6） 介護保険事業所番号
- （7） 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- （8） 役員の氏名、生年月日及び住所
- （9） 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（公示）

**第8条** 法第78条の11、第85条及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号、第85条各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 介護保険事業所番号
- （2） 名称及び所在地
- （3） 指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- （4） 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- （5） サービスの種類

（委任）

**第9条** この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（指定等を行うために必要な準備）

**第2条** 町長は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

**附 則**（平成20年8月11日規則第16号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月29日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成30年7月30日規則第8号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

**附 則**（平成30年12月5日規則第17号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。